

## 指定地域密着型通所介護 デイサービスセンター恵の里運営規程

### (事業の目的)

第1条 地域社会を豊かで住みやすくするために、ふれあいの日常生活を提供することによって、福祉の増進とまちづくりを推進する。要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

1. 地域市民が要介護者等の状態になった場合であっても、通所介護員等は、その心身の特性を踏まえて、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その機能訓練および必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
2. 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供をする。そして介護状態の悪化防止の予防に資するよう、目標を設定し計画的に行う。
3. 事業の実施にあたっては、地域福祉の向上のため、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称 デイサービスセンター恵の里
- 二 所在地 鹿屋市祓川町 5277 番地1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事務所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名(生活相談員と兼務)  
職務内容:事業所の従業者の管理・利用の申込みに係る調整、通所介護計画の作成  
業務実施状況の把握と記録、従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1名以上  
職務内容:通所利用者の生活全般の相談に当たる。
- 三 介護職員 2名以上  
職務内容:介護サービスの提供に当たる。
- 四 機能訓練指導員1名以上 職務内容:日常動作訓練に当たる。
- 五 看護職員 1名以上 (機能訓練指導員と兼務) 職務内容:利用者の健康管理に当たる。
- 六 運転手(生活相談員・介護職員・機能訓練指導員が兼務)  
職務内容:通所利用者の送迎に当たる。

(営業日及び営業時間)

第4条 事務所の営業日及び営業時間は次の通りとする。ただし、本会が特別に認めた場合はこの限りではない。

- 一 営業日 毎日
- 二 営業時間 午前8時半から午後5時半
- 三 サービス提供時間 午前8時40分から午後4時45分
- 四 電話などにより24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定通所介護の利用定員)

第5条 指定通所介護の一日あたりの利用定員を10人とする。

(通所介護の内容)

第6条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 相談サービス
- ② 健康相談
- ③ 趣味、生きがい教室
- ④ 送迎サービス
- ⑤ 食事サービス
- ⑥ 入浴サービス
- ⑦ 機能訓練
- ⑧ その他、介護に関するサービス提供

(利用料その他の費用額)

第7条 利用料その他の費用額は次のとおりとする。

1. 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする
2. 前項の利用料の他、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。
  - ① 通常の事業の実施地域を越えて送迎に要する費用
  - ② おむつ代や食材費は実費相当額によるものとする。おやつ代を含む1日につき 500円
  - ③ その他介護の提供に当たって通常必要になる、日常生活上の便宜の提供に係る費用は実費相当額によるものとする。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鹿屋市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービス利用に当たって利用者は次の事項について留意しなければならない。

- ① 管理者が定めた場所以外で喫煙、飲酒を行わないこと。
- ② 許可なく食物や飲物を外部より持ち込み飲食をしないこと。
- ③ 他人の迷惑になるような粗暴な言動をしないこと。
- ④ 体調不良等の変化があった場合は、その旨を連絡する。
- ⑤ 主治医から指示があった場合は、その旨を連絡する。
- ⑥ その他管理者が定めたこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 通所介護員は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医に連絡するなどの処置を講ずるとともに、管理者に連絡する。

(非常災害対策)

第11条 通所介護での提供中に非常災害が生じた場合、従業者は利用者の非難誘導等の措置を講ずる。また、非常災害に関する具体的な計画を立て非常災害に備えるため、定期的な非難救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(通所介護計画の作成)

第12条 事業所の管理者は、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するために具体的なサービスの内容等も記載した指定通所介護計画を作成する。

2. 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
3. 管理者は通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明をして同意を得る。
4. 管理者は通所介護計画を作成した際、通所介護計画書を利用者に交付する。
5. 指定介護従事者はそれぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(個人情報の保護)

第 13 条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2. また、個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第 14 条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。
3. サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(苦情処理)

第 15 条 事業者が提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3. 事業者は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村または国民健康保険団体連合会が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該市町村または当該国民健康保険団体連合会の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村または国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村または国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
4. 事業者は、市町村または国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村または国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第 16 条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 事業者は前項の事故の状況、及び事故に際して執った処置を記録する。
3. 事業者は利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第 17 条 指定通所介護従事者は利用者に対する指定通所介護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存することとする。

- ① 通所介護計画

- ② 提供した具体的なサービス内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係わる記録
- ④ 苦情内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び、事故に際して執った処置の記録

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の処置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
  - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③ その他虐待防止のために必要な処置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 指定通所介護事業所は、従業者等の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 経験に応じた研修 隨時

2. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第 20 条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 1 虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - 2 虐待防止の指針を整備する。
  - 3 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
  - 4 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村に速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

## 附 則

この規程は平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。